

白井市子育て短期支援事業実施規則 運用イメージ

児童＝4歳未満の者(2条)

対象者＝白井市に居住し、住民基本台帳に記録されている児童(4条1項)

利用できない児童＝伝染性疾患を有し、他の入所児童に伝染する恐れがある児童  
 疾病等により医療を受ける必要があると認められる児童  
 実施施設で養育が困難と認められる児童(4条2項)

利用の要件＝家庭において児童を養護することが一時的に困難になった場合(5条1項)

- ・病気、けが、育児疲れ、育児不安等の身体上又は精神上的の事由
- ・出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭養育上の事由
- ・冠婚葬祭、出張等の社会的事由
- ・その他市長が特に必要と認める事由

利用期間＝7日間以内。市長が必要と認めるときは、延長できる。

